

第28期東京都青少年問題協議会
第7回専門部会

平成21年6月25日(木)
第一本庁舎33階北側 特別会議室N6

午前10時00分開会

青山青少年課長 それでは、お待たせいたしました。本日は、ご多忙の中、青少年問題協議会第7回専門部会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまから第7回専門部会を開催させていただきます。

お手元に本日の資料をお配りしてございますので、ご確認をお願いいたします。資料1は「図書類等に関する資料」でございます。資料2は「第28期東京都青少年問題協議会への意見表明について」でございます。資料3は「図書類発行業者からみた青少年の保護について（仮題）」でございます。また、雑誌協会さんから持ってきていただきました「出版倫理の現況」という資料を机上に配付させていただいております。資料4は「ネット・ケータイが青少年の健全育成に与える影響に関する論点」をお配りしてございます。そろっておりますでしょうか。

それでは、前田部会長、議事の進行をよろしくをお願いいたします。

前田部会長 それでは、本日も何とぞよろしくをお願いいたします。

まず初めに、今日は図書に関して意見聴取を中心に進めてまいりたいと思うのですが、「図書類等に関する資料」、先ほどお話のあった資料1ですけれども、これについて事務局のほうからご説明をお願いしたいと思います。

青山青少年課長 それでは、本日、銅谷会長、鈴木議長、お二方のヒアリングを予定させていただきますいておりますが、ご発表いただくに当たりまして、委員の皆様方にあらかじめ予備知識といたしますか、ご承知いただきたい情報といたしまして、東京都の条例における健全育成審議会の役割、それから図書の指定の仕組みにつきまして、事務局のほうから簡単にご説明いたしたいと思います。

委員の皆様方には資料1というのをお配りしておりますので、資料1「図書類等に関する資料」というのをご覧いただきたいと思います。

資料1の3ページのところに「東京都における不健全図書指定の仕組み」というのがございます。こちらを見ていただきたいと思います。東京都青少年健全育成条例、こちらは条例の本文自体も資料1の7ページ以降に關係条文を抜粋してございますが、こちらの条例では、青少年に見せたり、貸したり、売ったりすることが不適當と認められる図書類について、知事が不健全な図書類として指定することができることになっております。そこに丸囲みでございますが、「著しく性的感情を刺激し、甚だしく残虐性を助長し、又は著

しく自殺若しくは犯罪を誘発する」と認められる図書類を指定の対象としてございます。その具体的な指定の基準というのが、裏側になりますが、4ページの下半分の囲みのところに「東京都青少年の健全な育成に関する条例施行規則（抜粋）」ということで第15条というのが載っておりますが、こちらの具体的な指定基準に基づきまして指定をしております。

また3ページにお戻りいただきまして、一番下のほうに記載がございまして、東京都の健全育成条例の中では、知事が指定する指定図書類以外に、もう1つのカテゴリーといたしまして表示図書類というのがございます。こちらは業界の自主規制として、出版社自らが、これは青少年に見せるべきではないと考える図書類に対し、「18禁」であるとか「成年コミック」など共通のマークをつけるという取り組みをさせていただいております。

真ん中に「不健全図書類の指定等の流れ」というふうにあります。簡単に説明いたしますと、私ども青少年課の職員が都内の一般書店、それからコンビニなどで販売されているさまざまな形態の図書類、月刊誌、週刊誌、漫画、単行本、グラフ誌など、いろいろその他約100冊ほど毎月購入いたしまして、その中から指定基準に照らして指定候補図書というのを選定しております。候補図書につきましては健全育成審議会にお諮りするのですが、これに先立ちまして、図書類出版業界、取次業界、販売業界などからなる自主規制団体からの意見聴取を毎回必ず事前に行なっております。健全育成審議会では、諮問図書につきまして、事務局からの説明、それから自主規制団体の意見聴取結果がどうであったかということをお知らせした上で、実際に現物を委員お一人お一人が審査した上で答申をいただいております。答申を受けて、知事による不健全指定が決定いたしますと、東京都広報での告示、それから当該発行所への指定通知と、併せまして都内の書店やコンビニ等へ指定されましたということを周知するはがきを発送しております。平成18年度以降、先月までの指定実績ですが、4ページの ということに表にして載せております。それから、書店等への周知のはがきの実物の例を5ページに裏表ですけれども、コピーをして載せております。こういったものが各本屋さんなどに届きます。

それで、指定を受けた図書につきましては、書店などにおいて、青少年が閲覧できないように包装して、一般の図書と区分して陳列する義務というのが生じます。書店等の店頭におけるこの義務の履行状況につきましては、地域のボランティアの方々のご協力も得ながら、職員が毎月、立入調査をしております。立入調査の結果につきましても、6ページ

の に立入調査の実施状況というのがあるのですが、その一番上の表に昨年度の年度累計を載せております。

簡単ですが、事務局からの事前の説明については以上で終わりますが、真ん中の台のところは今ほど申しました指定図書と、あと、一部「成年コミック」マークがついたような図書も置いてございます。

事務局からの説明は以上です。

前田部会長 ありがとうございます。

それでは、これから意見聴取に入らせていただきたいと思います。東京都の健全育成審議会の銅谷会長から、「第28期東京都青少年問題協議会への意見表明について」ということでお話をいただきたいと思います。今ご説明がありましたけれども、問題の図書類が真ん中に並べてありますので、今日は委員の先生方はその周りで見ながら銅谷会長の話を伺うというふうに設定をしてくださっているようですので、私も移りますけれども、委員の方々、ちょっと狭くなりますけれども、そこに移っていただいて、銅谷会長のほうからの説明をお聞きいただければと思います。それでは、よろしく願いいたします。

(各委員、真ん中の席へ移動)

銅谷会長(東京都健全育成審議会) 委員の皆様、おはようございます。ただいまご紹介をいただきました東京都健全育成審議会の会長を務めさせていただいております銅谷勝子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。座ったまま失礼をさせていただきます。

今、委員の皆様がお手に取ってご覧いただいているような内容のものを、毎月、私どもも諮問図書として審査をさせていただいているところでございます。青少年健全育成審議会の概要とか、東京都における不健全図書指定の仕組みにつきましては、先ほど青山課長から説明があったとおりでございますので、私からは、ここ2年半ほど、会長として審議会の運営に携わる中で感じていること、また、今回のヒアリングのテーマにつきまして、委員の皆様方からご意見をちょうだいしておりますので、それを集約するという内容をお伝えして意見表明にかえさせていただきたいと存じます。

まとめに当たりまして、多くの意見がございましたので、お手元の資料2というところに項目だけまとめてございますので、それに従って意見を述べさせていただきます。

まず第1の「青少年に好ましくない図書の取り扱いについて」でございますけれども、

青少年に何らかの悪影響を与えかねない図書類が相当数出回っている中で、今は「著しく性的感情を刺激するもの」や「甚だしく残虐性を助長するもの」、「犯罪、自殺を誘発するもの」に絞って、毎月、審議会の答申を経て、不健全図書として指定がなされております。これらの指定図書類につきましては、青少年の目や手に触れないよう、区分陳列などの方法で遮断する現在のやり方は妥当ではないかと考えております。ただ、指定図書とはされない、子どもたちに誤った性のイメージを植えつけるものや、肉体あるいは精神の両面から暴力的なものなどの社会的害悪はむしろ大きいのではないかというふうに考えています。このように青少年に害悪を与えるおそれのある図書につきましては、その対応に応じて何らかの対策をとれるようできないかというふうに考えています。

次に、特に小中学生を対象とする図書について申し上げますと、例えば小中学生に向けて発行されております漫画雑誌の中で、露骨な性描写を伴うもの、また積極的な性行動を促すようなもの、性的倒錯や暴力・虐待を肯定的に描いたものなどが見受けられます。2年ほど前に週刊誌で取り上げられたことがございますけれども、健全育成審議会においても、都民からの通報があったということで、これは少女コミックですけれども、その報告を受けまして委員間の議論をしたこともございます。しかし、健全育成条例上の不健全図書はあくまで18歳未満の青少年に閲覧等をさせ得るか否か、それが基準線となっておりますので、小中学生にはとても見せられない内容だったとしても、不健全図書の指定基準には達していないということから、審議の俎上に上ってこないのが実情のように考えられます。小中学生に対しては、一律に性描写を見せないというのも無理なことございまして、作品の構成要素として不可欠な場合もあるでしょうから難しい判断を迫られますけれども、一案として、小中学生を読者層の中心に据えるということであるならば、出版界において、映画やゲームソフトのように、内容・表現によりまして推奨下限年齢をレーティングする、そういうようなこと。保護者の気持ちを汲み取った自主的な配慮をご検討いただければというふうに考えております。

次に、2の「不健全図書の指定と出版業界の自主規制について」でございますが、図書類の指定実績を見ますと、同じ発行元からの図書が数ヶ月以内に再度あるいは再々度指定されている実情が散見されます。1回の指定は、指定を受けた当該図書のみ及びます。その図書を青少年に見せたり、貸したり、売ったりすることは禁じられますけれども、出版社をそれ以上に縛るものではありません。一方で、出版業界に対しては、青少年に触れ

させたくないという自らの認めるものに成人マークなどの表示を施して、販売時に区分陳列、あるいはビニールをかけるなど、自主的に努力する義務も条例上、課されてございます。そういう意味では、短期間に何度も指定を受けている発行者は、都条例の個別指定制度を悪用していると受け取られても仕方がなく、何らかの注意を与えるようなことを考えてもよいように思います。私が会長を務めている19年度、20年度、2年間にのみきましても、多いところでは10回も指定を受けたような出版社がありまして、3回以上指定を受けている出版社も11社もあったような状況です。

次に、出版業界における自主規制に対する認識についてでございます。出版業界がどのような自主規制をなしているかは、この後にご発表いただく出版倫理協議会の鈴木議長からご説明があると思いますので、私からは審議会の運営を通して各委員が感じていることを述べさせていただきたいと思っております。

審議会に図書の不健全指定の諮問がなされる前には、事務局のほうで、先ほどご説明がありましたように、図書類出版業界、販売業界、取次業界等から事前の意見聴取を毎回必ず行なっていただいております。その聴き取り結果も逐一文章化されておりますので、審議会委員は図書の審査に入る前に全部読ませていただいておりますけれども、個別の図書が指定基準に該当するか否かという点については、その判断において、業界の方々と一般都民の感覚との間にはかなりの温度差があるのではないかと、そういう感じは否めないところでございます。ただ、これをどう評価するかについては、出版その他表現の自由を尊重する立場、子どもに対する絶対的な保護、制限を強調する立場など、委員会でもニュアンスが分かれていますところでございます。

細かい話になりますが、指定逃れのためか、レディースコミックというふうには銘打っているものでは、業界の定めた成人マーク以外の表現で暗に大人の女性向けであることをアピールしたり、あるいは成人マークを付けていても規格外の小さいもの、あるいは目立たない色を使っているなど、自主規制の有無についても審議会の委員からは厳しく疑問視する声がございまして。これらに鑑みますと、言論・出版の自由を尊重すべきことは当然のことですけれども、青少年の育成に関して害悪となるような情報は、大人社会の良識として制限措置を講ずることが望ましく、出版社や販売者がこうした意識のもと、高いモラルを堅持していただくためにも、当青少年健全育成審議会のような第三者機関の関与は欠かせないものであるというふうにご考えてございまして。今後もこうした役割を念頭に置きまして

審議してまいりたいというのが意見の総意でございます。

次に、「児童ポルノについて」でございますが、ここで申し上げているのは児童買春・児童ポルノ禁止法にいうものに限らず、例えばコミック誌、アニメで幼児や小中学生のように描かれたキャラクターが性的対象として過激な行為に従事しているというもの。小学生、ローティーンの少女が露出度の高い水着とか下着で、性的なシーンを連想させるようなポーズやセティングで撮影されたグラビアなども含まれます。これらは、現在の条例に照らして、仮に「甚だしく性的感情を刺激する」などの指定基準に該当すれば、青少年に閲覧させるのが不適当なものとして指定を受け、区分陳列などの規制がかかることはありますけれども、こうしたテーマを直接に扱っていても、描き方、写し方の程度が緩ければ、そもそも諮問候補にさえ上がってくることはありません。たとえ描写が露骨ではなくても、児童を性的対象として扱うものについて、少なくとも青少年に販売等をさせない不健全図書の指定基準に加えることについては、規制が区分陳列や包装にとどまる限り、表現・出版の自由を阻害するものではなく、今後必要があれば審議会の諮問図書に加えていくべきという意見も出されてございます。さらに踏み込んで、そもそも大人に対しても完全に閲覧・販売ルートから排除すべきかどうかについては議論が分かれるところですが、業界の何らかの自主性を求めることはできるのではないかと考えております。

最後になりますが、「その他」につきましては、今回この協議会でのヒアリングを受けるに当たりまして、委員の意見を求めたところ、直接私どもに尋ねられた内容ではありませんけれども、ほとんどの委員から、図書の問題は氷山の一角であり、インターネットの有害情報も含めれば、青少年を取り巻く環境一般について実効的な対策を望むという意見が補足的に出されております。こちらの協議会では、インターネットの問題についても別途時間を割いてご検討されるということでございますので、ぜひ媒体を問わず、有害情報に起因する害悪から青少年を守るための総合的な施策をご提言いただけることを希望しております。

子どもをターゲットにすることは大変問題であるということは論を待たないところですが、大人社会の怠慢と言ってはちょっと言葉が過ぎますけれども、しわ寄せが子どものところに行くことのないように、大人の認識を変えていくことについて強力なメッセージを発していただきたいと考えております。現在のこうした情報社会の中で、青少年を情報から遮断するということが非常に難しいわけございまして、家庭や学校、社会で大

人と子どものコミュニケーションを積極的にして、青少年が自ら情報を読みこなして、必要な情報を自分で身につけさせていくということが大きな課題ではないかというふうに考えてございます。

雑駁になりますけれども、健全育成審議会の会長としての意見表明をこれで終わらせていただきます。今日は、こういう機会を設けていただきましてありがとうございました。

前田部会長 どうもありがとうございました。銅谷会長はお忙しいので、ただ、11時までにはいらしていただけるということになっているのですが、ご質問を簡単に。ちょっとその前に、ここの4つの分類について事務局のほうでご説明をいただけますか。

青山青少年課長 そうですね。立ってそれぞれ見ていただければと思うのですが、今、一応4つのカテゴリーに分けておりまして、こちらのグループが一番最初にご説明いたしました指定図書になります。東京都の健全育成条例では、性的なもの、残虐なもの、自殺・犯罪を誘発するものの3つに分類されますが、ここにあるのはほとんど性的なもので、その程度が著しいため指定基準に該当するということで、既に指定を行なったものです。こちらは、ご覧いただくと、特段「成年コミック」とか「18禁」マークなどは表紙についていないんですけれども、こういった形で一般の本屋で普通に買えるところで売られておりますので、そういう意味では青少年がすぐ手に取りやすく、非常に危険度も高いということですので指定をさせていただきます。先ほど資料に載せておりましたはがきなどで、指定図書となった旨を通知することによって、例えば本屋であれば子どもたちの手の届かないところに隔離といいますか、区分陳列をされることになっております。

こちらのところは、先ほど銅谷会長のご説明にもあったのですが、要は漫画ですので、いわゆる児童ポルノ禁止法などの児童ポルノには当たらないのですが、創作物として、中身的には本当に幼女とか小学生の子どもたちの非常に露骨な性的行為を描いたようなものです。ただ、こちらは「成年コミック」というふうに書いてございますので、業界の自主規制がかかっているものです。ですから、青少年、18歳未満の子どもたちが普通に見ることはできない状態で売られているものです。「成年コミック」という黄色いマークですとか、こちらはちょっと中身が違うのですが、「18禁」マークというのは赤いものにバツェンがついたようなものです。こういうものがついていますと、一応、青少年とは区分すれば販売できるということです。

あと、こちらは小中学生を対象とした過激な少女コミックというふうに一応名前をつけ

させていただいているのですが、出版社的にも、特段、青少年に見せてはいけないというカテゴリーでは売られていないような雑誌や単行本の中で、やはり小中学生が見るとしたら過激な内容ではないか、かなり露骨な描写ということで、実際に都民の方々から、「うちの娘がこんなものを読んでいて」とか、「表紙がかわいいし、昔、親の世代が読んでいたような同じ雑誌の名前というか、そういったものなので何も違和感を感じなかったけれども、中身を見てびっくりした」というような投書ですとか、「具体的にこういうタイトルなんだけど…」ということで、都民の方からお電話をいただいたりするようなことがあるような種類のものです。

それから、こちらがジュニアアイドル誌というふうな名前にしているのですけれども、これも被写体は10代以下の子どもたちで、例えば性器が露出していたり何かしているわけでもないというような意味では、恐らく児童ポルノの概念には当たらないものなんでしょうけれども、中身を見ていただくとわかりますように、アングルであるとか、ポーズのとり方とか、ただかわいい子どもの写真集というわけではないのではないかと。子どもがこういう格好で写真が世に出回るといことについていろいろ考えることもあるのではないかと。ということで、こちらもある意味特定のジャンルということで、ある程度問題になっているかと思われま。これは指定基準には該当しませんし、児童ポルノにも今のところ該当しないということで、自主規制があるかどうかは、やっていらっしゃるところもあるかもしれませんが、一応こちらは私どもの職員が普通の本屋で普通に買ってきたものでございます。

簡単ですが、以上です。

前田部会長 ありがとうございます。せっかくいらしているのです、銅谷会長に先ほどのご説明で何かご質問があればお願いいたします。

住田委員 資料1をいただいたときに、3ページで東京都における不健全図書指定の仕組みというので流れがわかったのですが、次の5ページのところに、指定通知はがきを出しているということで、どういうところに出しているのだろうと流れを見ますと、販売店等、周知の場に発送という形で書いてあるのですが、これは販売店とコンビニのみでしょうか。それとも、ほかのところにもこのはがきを出しているのでしょうか。ちょっとお尋ねします。

前田部会長 これは、むしろ東京都の側でお答えいただいたほうが適切かもしれません

ね。

青山青少年課長 書店、コンビニ以外に、古書店であるとか、漫画喫茶とか、そういったところにも発送しております。要は、売る場所、貸す場所ということです。

住田委員 かなり以前に、私たちは健全育成会と言っていたのですけれども、その会長をしているときに、かなりの間、指定図書のお知らせをいただいていたような気がするのですが、では、今でもそういうことはしていらっしゃるということでしょうか。

青山青少年課長 本屋というか、店舗はそういうことですが、先ほどちょっと申し上げたのですが、地域のボランティアの方々のご協力をいただいて立入調査をやっているということですので、今、各区市から推薦を受けて、東京都の青少年健全育成協力員という方を約 1,000名ほど委嘱しております、実際のその方々の活動母体というのは、その地区委員会であったり、そういうことですので、その協力員になっていただいている方にもお送りしております。

住田委員 ありがとうございます。

前田部会長 よろしいでしょうか。あと、これも同じ本に関して出版倫理協議会の鈴木議長にも来ていただいておりますので、このご説明を伺った後、また併せて質問をさせていただければと思うのですが、それでは、よろしく願います。出版倫理協議会の鈴木議長に、「図書類発行者からみた青少年の保護について」ということでご説明をいただきたいと思います。よろしく願います。

鈴木議長(出版倫理協議会) 鈴木富夫と申します。よろしく願います。

皆さんが今、4つに区分けされた雑誌あるいは書籍をご覧になっていると思いますけれども、私も10年ちょっと前には出版社にいました。それで、こういう審議会に関わりまして、私自身が初めて見た本が圧倒的に多い。多分、相当熱心に書店にお通いになっている方でも、そこにある本をご覧になったことはほとんどないだろうというふうに思います。これは健全なことかどうかということになりますけれども、出版社は全国で4,000から4,500ぐらいあると言われております。鉛筆と電話があればできる、そういう意味では非常に自由ですが、新聞のように多くの人数を要する、あるいはテレビのように認可事業ではない。したがって、何でもできるんです。多分、起業の精神も違うんです。ですから、もしかすると、中には、例えばアメリカがそうなりそうですけれども、ホモセクシャルが当社の出版の使命だという出版社もございます。

そういう中で、出版倫理協議会というのは昭和38年にできています。ちょうど都条例、今の青少年健全育成条例ができて、業界として一定のコンセンサスを得なければいけないという時期だったのだらうと思います。版元、雑誌を出しているところ、それから書籍を出しているところ、それから出版の取次、実際に本を売っている書店、その4者から委員が出まして出版倫理協議会というのができています。私が議長をやり出して8年近くになりますけれども、それ以前から業界では関わっていましたが、最初に最近のことを申し上げれば、以前に比べればすごく良くなってきている。良くなってきているという言い方は変ですけれども、状態としては非常に落ち着いてきているというふうに思います。

幾つか理由はあります。書店あるいはコンビニでの区分陳列が、多分、他の道府県に比べまして東京都が一番きちんとしてきているのではないかというふうに思います。それから、私どもの出版倫理協議会で取り決めた、先ほどからお話が出てくる小口シール止め誌というのがあります。それから、「18禁」マークという、子どもには売らないでくださいというマークがあります。それから、完全にビニールで包装したのがあります。その辺が以前と比べればすごくきちんとしてきたというふうに思います。

それから、この協議会の中に第三者を入れまして、出版ゾーニング委員会というものを始めて、二ヶ月に一度マークをつけることを要請しています。それが、ときどき私が東京都の審議会へ来ますと、そこで取り上げられたものが候補誌として上がってきていますので、業界の見る目もそう違ってないというふうに思います。

それから、これまで年一度、全国の青少年の健全育成の活動をやっている方が東京・代々木に集まりまして、私ども出版に関わる者も必ず出席していたのですが、十数年前、私が出ていたころは出版は集中砲火でした。想定問答をつくって、これにはこう答えようというふうなことをやっていたのですが、最近はほとんどその活動をやっている方々から、出版について問いただされることはなくなってきました。これは、皆さん、ご承知のように、出版の地盤沈下というか、雑誌も書籍も売れないという状態がここところ急激に進んでいます。要するに、他の要因、青少年の関心は違っています。さっき銅谷さんのご報告にもありましたけれども、氷山の一角である図書類というのは、長くいた身としては非常に不満ですけれども、後輩たちに、おまえたち何をやっているんだという気なんですけれども、残念ながら、現状はそうだらうというふうに思います。

そのテーブルに乗っているものについて申し上げますけれども、日本雑誌協会に加盟

しているのは96社ですが、市場に出ている雑誌の大体8割5分ぐらいは加盟していると思います。そこでは、いわゆる子どもを被写体あるいは絵にした、児童ポルノに該当するかもしれない、あるいは、子どもをそういう写真集その他にするとということは、ほぼ加盟社では一切ないんです。ですから、いいことが悪いことかというのは非常に難しいですけども、新聞・テレビの申し合わせとはちょっと違います。いろいろな出版社があります。それで、物が残りますので、そういうふうにありますけれども、まず見つけてくることというのは非常に難しいだろうというふうに思います。でも、現実にはあります。それをどうしていくかということはあるだろうと思います。そういう問題を、つまり子どもの水着、あるいは子どもの裸、そういうのは一切扱わないというふうにほぼ徹底しているはずですが、しかしながら、一方で、そこに出ている子どもの写真の親はみんな了解しているんですよね。だから、子ども自体がどうこう言うより、やはり親を含めて考えなければいけないのではないかというふうに思います。

この機会ですので、私のほうから皆さんにぜひ考えていただきたいということがあります。この8年でもそうですし、それから、都条例ができたころから考えますと、本当に世の中変わってきた。どういうふうに変ったかということ、例えば児童買春・児童ポルノ法ができるまでは、刑法では175条しかありませんでした。175条で最高裁の判決を受け、有罪が確定した『チャタレイ夫人の恋人』、『四畳半襖の下張』、『サド侯爵夫人』等、全部復刻版で今普通に書店に並んでいます。つまり、私、警視庁の風俗問題を考える有識者の会というものに出ていたときに、それが出たときに、どうしましょうかといって警視庁の係官がお見えになりましたけれども、捕まえたかったら捕まえればいけないかと言って、だけど、知らないよと。結局、何もできませんでした。それぐらい世の中は変わりました。

それで、児童買春・児童ポルノ禁止法改正も今国会でやっているそうであります。これも果たしてどうなるかということはちゃんと見ていかなければいけないというふうに思いますけれども、現実に中学生、あるいは高校生の実際の性の体験率というのは私どもの比較ではありません。しかも、進学校、あるいは言い方は変ですが、不良学校、関係なくだそうでありますので、世の中がもうそういうふうになってしまっている。そういう中で青少年の健全育成とはどうあるべきかということ、これは本当に変わっているんですよね。私どもは我慢していました。一番したいときに我慢していましたけれども、今は違います。

今話題の、例えば村上春樹の『1Q84』、しばらく前に書いた『ノルウェイの森』、これはみんな女子高校生がセックスしているんですよ。それが事細かな描写で出てきています。でも、あれは文学で非常にいいんですよね。文学の世界では、このごろ女性が芥川賞をよく取りますけれども、それらもみんな高校生のセックスというのは出てきます。それで、これは児童で本当にいいのかなというふうに思います。

私どもは、それぞれ雑誌編集倫理綱領、それから出版倫理綱領、立派なものを持っています。ですから、それを遵守するという。それから、東京都の条例も遵守するということは、みんな認識では一致しています。ただ、先ほど申し上げたように、出版社は色々なところがあります。ですから、そこのテーブルに乗っているようなものが出てくることがあるのですけれども、でも、これが一頃ですと、毎月指定になるのが10誌前後というのがずっとあったんですけれども、今は3誌か4誌です。ですから、変な国と違いますので、一挙にというのは難しいかもしれませんが、この10年くらい、本当に書店あるいはコンビニは悪くはなっていない、よくなってきたというふうに思います。

それから、最後に東京都の条例で申し上げれば、東京都は有害図書と言っておりません。不健全図書と言っています。それから、個別指定で、他の道府県のように包括指定ではありません。包括指定の審議も何度かなされてきたと伺っております。包括指定というのは、雑誌の中で例えば5分の1が性表現である、それから、20ページ以上性表現がある、それは自動的に指定するというものです。これは、事務方はすごく楽になると思いますが、青少年の健全育成というのは大人がやっているわけです。大人の思考停止になってしまう。それで、申し上げましたように、果たして青少年に有害かどうかということについての認識も、私たちが少年のころとは全然違っています。それをぜひ考え、いい方向に持っていていただければというふうに思います。

取り急ぎで申しわけございませんが、私のほうからは、ほかにご質問があれば幾らでもお答えしますが。

前田部会長 ありがとうございます。それでは、両ゲストの方は残り時間がございませんが、何かご質問がありましたらいかがでしょうか。

吉川委員 ありがとうございます。最後の包括指定のところ少しわかりにくかったのでもう一度ご説明いただきたいのですけれども、雑誌の中で一部に不健全に該当するものがあつた場合に、全体を不健全図書として指定するということですか。

鈴木議長 都は違いますけれども、道府県によってちょっと違うんですけれども、例えば雑誌1冊の中で5分の1が性表現である、あるいは裸、セックスが出てくる。その1冊のうちのページ数の5分の1、あるいは20ページそういう欄がある。つまり、グラビアからコミックまで含めてですけれども、そういうふうに20ページのところ、30ページのところとか、いろいろあると思いますけれども、そういうのがあったら、無条件というのは変ですが、有害図書に指定するというのが包括指定だと思います。だから、それを避けておられるのは極めて賢明というふうに申し上げます。

それから、そういうふうに出てくると、性表現は本当に大人の嫌らしいところばかり出て、見ているだけで不愉快になってきますけれども、雑誌・書籍をつくっていて、小説でもそうですけれども、性表現というのは一番大事なことなんです。基本の基本なんですよ。全部自分で考えなければいけない。これが育っていない国というのはよろしくないというふうに私は思っています。ですから、個人的には制限はないほうがいいというふうに思っていますけれども、でも、これだけの先を走っている国ですので、ある程度の制限があるのはしょうがない。これは守りましょうということでこの協議会は成り立っております。どうも失礼しました。

前田部会長 ほかによろしいですか。

木村委員 銅谷会長、先ほどはありがとうございました。いわゆる同人誌と言われるものが最近ずいぶんいろいろな形でマーケットで流通しているように私自身は認識しているのですけれども、同人誌というのは健全育成審議会等の議論の中には入ってきているものなんでしょうか。

銅谷会長 そうですね。諮問図書として上がってこなければ、こちらとしては対応ができません。

鈴木議長 多分、都の事務局は定期的な刊行物あるいは単行本ということだと思います。同人誌というのは、おっしゃるように、同人誌市場、あるいは同人誌祭りなどをやって、コミックが中心ですけれども、そこで相当過激なものもあります。一部の書店ではそれを置いてくれる。つまり、やはり新人発掘ですので、そうしてくれる書店もありますけれども、多分、都では同人誌はないでしょう。

青山青少年課長 そうですね。同人誌につきましては、結局、中身がどういうものかというのは私どももチェックはしているのですけれども、先ほど申し上げたような知事が指

定をして告示をして、それを売らせないようにするという、そういった仕組みになかなか乗りにくいというか、実際に条例を施行するという立場から、この仕組みで指定をすることによる効果というのがなかなか期待できませんので。ただ逆に、売られている場所がかなり限られていて、秋葉原などの同人誌専門店で売られておりますので、そういう意味では、私どもも、2年ほど前ですが、秋葉原のそういった専門店に対してちょっと中を見せていただいて、基本的には18歳未満の方には見せられないような内容のものについて、例えばフロアを完全に分けていただくとか、あと、コミックマーケットなどでも、主催者側もそういったことには非常に協力的でございますので、その中での指導をちゃんとしてもらいブースで18禁のものを扱っているところには、そういった子どもというか、中高生の方が買えないようにということで、実際にこの条例の趣旨を守っていただくようにということでご説明したり、ある意味、行政指導と言うのかもしれませんけれども、そういったことをやっております。

前田部会長 ほかにいかがでしょうか。

加藤副会長 どうもありがとうございました。鈴木議長にお伺いしていいのか、あるいは事務局にお伺いしていいのかわかりませんが、これを余り見かけないとおっしゃいましたね。これは書店では売っていないということなんでしょうか。

鈴木議長 いいえ、売っていると思います。売っていますが、部数も少ないし、限られていると思いますので。例えば新宿にもある、原宿にもある、そういうものではないと思います。私は、見つけるのは難しいと思います。

加藤副会長 特定の書店にしかないと。

鈴木議長 かなり大規模店じゃないと難しいと思います。

加藤副会長 そうすると、これは書店に並ぶ以上、出版社から取次を通して書店にいつているわけですね。

鈴木議長 はい。

加藤副会長 そうすると、それなりの規模の出版社でない限り、そのことは不可能ですね。先ほど鈴木議長が言われたように、人手が余ってできる、今はパソコンと電話があればできるという性質のものではない。つまり、取次にいくほど持たなければいけないわけですね。

鈴木議長 そうですね。

加藤副会長 そうすると、取次に口座を持ってこれだけの活動をするというのは、それなりの規模であると。そうすると、先ほど言われましたように、出版倫理協議会に入っていないところ、非常に小さいところがやっているわけではなくて、出版倫理協議会に入っている人たちがやっていることというふうに認識してよろしいわけですね。

鈴木議長 多分違うと思います。

加藤副会長 そうすると、どういうことでしょうか。

鈴木議長 もちろん取次ですから、取次に口座を持っていますが、部数によって取次もまき方が違うんです。

加藤副会長 違いますね。

鈴木議長 ですから、雑誌協会、あるいは出版協会、書協と言いますが、それに入っていない出版社でそういうものをつくっているということはあると思います。

加藤副会長 それなりの規模で、それなりの体裁を持った会社が出版しているものがこれですね。

鈴木議長 そうですね。

加藤副会長 そうとしか理解できないわけですね。

鈴木議長 はい。

加藤副会長 そうすると、その出版社というのは、それだけの規模で、それだけの体裁を持った出版社というのは、出版倫理協議会には入っていないんですか。

鈴木議長 入っていないものもあります。結構あります。

加藤副会長 ということは、出版倫理協議会というのは、出版の中でシェアというのはどのくらいなんですか。

鈴木議長 シェアでいったら、やはり8割5分を超えるんじゃないですか。超えると思いますよ。そのくらいのシェアを持っていると思いますけれども。雑協と書協がありますので。

加藤副会長 その9割を超える部分が入っていて、そこに入っていないものでかなりの出版社があると。

鈴木議長 あります。

加藤副会長 かなりというか、数ではなくて、それなりの出版活動がきちんとできるだけの能力のあるものが入っていないと。

鈴木議長 でも、そういうものをつくるのは10人要らないですよ。

加藤副会長 これをつくる編集、制作の過程ではなくて、取次に口座を設けて、それなりの活動をしているわけですね。

鈴木議長 しています。

加藤副会長 ですから、そういう出版社で、入っていない出版社がいて、そこがこういうものを出していると。

勝見専務(日本雑誌協会) 出版社の規模は全く関係ありません。口座を持つことについては、出版社の規模ではなくて、誰でも出版できるわけで、それをどういうふうに取り次のルートに乗せるかというだけですから。

加藤副会長 ですが、何の信用もない人が大手の東・日販に口座はなかなか持たないでしょうね。口座を持つときの条件は当然違いますよね。そうすると、条件が当然違うと、そういう信用もない出版社が出したときに、書店における値段と取次が取る値段とで、これは採算が合うというふうには考えられないんですよ。非常に条件が悪くなるはずですから。

勝見専務 はい。

加藤副会長 ですから、これが書店に出ているということは、出版倫理協議会に入っていないけれども、それなりの出版社がこういうものを出していて、それはコントロールできないというふうに考えていいのでしょうか。

勝見専務 コントロールできないわけではありません。ただ、私どもの出版倫理協議会自体は雑誌協会の加盟者と懇話会系も入っていますので、そういったものを考えると、懇話会の人たちにもそういった倫理綱領に基づいて出版してもらうようにはお願いしておりますので、口座自体は取次会社の判断でやりますから、売れるということであれば取次は取り扱うと思います。ですから、出版社の規模というのは余り……。

加藤副会長 出版社の規模ということではなくて、口座の条件が違ってくるわけですね。ですから、私が聞きたいのは、こういうものがどういう出版社によってつくられていて、それに対して出版倫理協議会がコントロールできないのか、できるのかということです。

鈴木議長 できないですね。

加藤副会長 できないんですか。

鈴木議長 ええ。ご注意は申し上げられる、それはできます。ですが、あくまで

出版社の場合は版元が判断する。要請はしますけれども、判断は版元です。ですから、それを含めて、やめろということは言えません。私も、言わないほうがいいと思っています。

加藤副会長 わかりました。そのことがわかると、これからの議論の際にそのところが反映してくると思いますので。

前田部会長 よろしいでしょうか。両会長、議長のご予定もおありになると伺っておりますので。それでは、本当にお忙しい中、おいでいただいてどうもありがとうございました。これで一応ヒリアリングを終了ということで、委員の皆さんは席に戻っていただいて議論を続けたいと思います。どうもありがとうございました。

(銅谷会長、鈴木議長退室)(各委員、自席へ移動)

前田部会長 それでは、続きの議事を進行してまいりたいと思いますけれども、事務局のほうからご報告ということになっていますが、今のところは特にまとめておこななくてもいいんですか。ご議論を伺って、委員の間のご感想というか、ご意見とか、委員の側からこの場で何かご指摘いただくようなことがあれば伺っておいたほうがいいかなという気もするのですが。前に青少協でも指定の問題や何かをやって、我々はよくわからないのですが、大分改善されたと強調しておられましたけれども、それは全く嘘ではないとは思いますが、

青山青少年課長 それでは、資料1の残りを先にご説明させていただいたほうが、今のヒアリングと……。ご報告自体は3点と思ったのですが、残りの2点はネット関係の話も前回からの引き続きもありますので、それでは、資料1を先ほど見ていただいておりますが、こちちは図書類等に関する資料ということで、今の条例関係でご説明したところ以外のものを、簡単ですが再度触れさせていただきたいと思います。

1ページ目、横になっておりますが、「現状と問題点」ということで、こちらは以前、第1回の専門部会の際に一回お出ししたものとほぼ同じものでございます。中身的にも、今ほどちょっとご説明したり、ご両名の方のヒアリングの中でも触れられていたことですが、それぞれ青少年健全育成条例、児童買春・児童ポルノ禁止法、児童福祉法など、既存の法令に照らして、どういったものがそれぞれの既存の法令で適用の対象となっているか、そして、どういったものが適用の対象とならないかということを書いております。第1回目にもちょっとご説明はしているのですが、今、実際に中央の卓上にご用意させていただいたものなどともリンクさせていただきながら見ていただくと新たにイメージがわくのか

なと思って用意させていただきました。

一番下に児童福祉法とあるのですけれども、児童の心身に有害な影響を与える行為をさせる目的をもって、これを自己の支配に置く行為の禁止ということで、実際にいろいろ大人の方が検挙されたりもしておりますが、先ほど鈴木議長のお話の中にもありましたが、有害な行為であったとしても、保護者の同意・承諾がある場合にはなかなか適用の対象とすることは難しいというふうに言われております。

それから、資料の3ページ、4ページ、5ページからずっと条例の抜粋あたりまでは先ほどご説明をいたしましたので飛ばさせていただきます。

13ページ、こちらも というふうに3ページぐらいにわたりまして書いてございますが、こちらは、その前のほうに条例の抜粋がございすけれども、図書の関係以外にもいろいろまとめてあるのですが、今、東京都の青少年健全育成条例違反に対して、条例で規定されている義務や禁止の違反があった場合に、どのような制裁の仕組みになっているか。現段階の条例について整理した表でございます。

それから、16ページでございますが、こちらは(3)他県の状況ということでまとめてございます。不健全または有害図書類の個別指定に係る基準についてということで、インターネットの関係のときも大体同じように表をまとめさせていただいたのですが、いわゆる青少年の保護に係る条例というのは、長野県を除きまして、46都道府県すべてで制定されております。そして、条例のあるすべての県におきまして、言い方は不健全図書だったり、大体の県が有害図書と言っておりますが、有害図書の指定なりに係る条項というものがあります。こちらの表には載せておらないのですが、先ほど鈴木議長からもお話がありましたとおり、個別指定と包括指定という2つのやり方がございまして、特にこの基準というのは、こちらの表に書いてありますように、大体大まかに分けて東京都と同じように性的なもの、暴力的・残虐的、粗暴的なもの、そして犯罪を誘発したり、県によってはないところがありますが、自殺を誘発するものというか、こういった基準が設けられておりますが、特に性的なところに関しましては、個別に指定するという制度以外に、そういう個別指定をするしないにかかわらず、先ほど鈴木議長もおっしゃっておられましたが、例えば本であれば3分の1以上とか、5分の1以上とか、20ページ以上とか、いろいろ県によって全く中身は違うのですけれども、例えば1冊の本の中にそういった性的に著しい表現が一定程度以上あれば、それは有害図書と指定されたものと見なすというような形で、

特段、行政が指定行為というのをやらなくても、本屋に出回っている段階で有害指定されたものという扱いになるということです。

ですから、実際には本屋さんのほうでそれを区分陳列したり包装したりするということになるかとは思いますが、こちらの包括指定の話というのは、実は平成16年でしたか、第25期の青少年問題協議会で答申を出す際に一回、どうするかという議論がされまして、そのときの議論で、やはり包括指定制度というのは、先ほどお話がありましたけれども、ある意味、行政側は事務的には楽かもしれないけれども、実際の効果としてなかなか現場での実効性が上がらないのではないかなという議論とか、いろいろな議論がありまして、東京都は包括指定というのは16年の議論の段階ではとらないということにされたところでございます。

それで、その他残虐性とか犯罪性というようなことで、他の県でもテレビゲームを指定したり、そういったこともされております。こちらは指定基準ということでまとめさせていただいたのですが、先ほど申しましたように、同じように3つのカテゴリーに大体属するのかなと。そういう意味では、我々も調査させていただいたのですが、例えば青少年を性的好奇心の客体として描くというような、そういった観点での要素というのはいずれの県の条例にも盛り込まれていないということでございます。

17ページ以降につきましては、「業界の対応」というふうにあるのですが、出版倫理の関係につきましては、先ほど鈴木議長からお話もあつたり、資料をいただいたりしておりますので、特段こちらのほうにはあえて載せておりません。先ほど加藤先生とのやりとりでありましたけれども、雑誌協会の出版倫理協議会以外に、そこに属さない別の会社の人たちが出版倫理懇話会という、さっき「懇話会の方々が…」という話があったのがありますが、出版倫理懇話会というような団体もまた設けられておりまして、基本的には、2つの団体が自主規制団体というふうに出版の中で動いているのですが、いずれにも属さないアウトローというのもあると思います。

それで、こちらの資料のほうに戻りまして、こちらは、ほかの分野でどういうふうな自主規制がなしているかということですが、は家庭用ゲームソフトのレーティングでございます。資料のほうには2002年10月1日から開始とございますけれども、暴力的・残虐なゲームなどが非常に問題となった平成17年ごろから、神奈川県を皮切りとして各県がゲームソフトを有害指定したり、それから、東京都はそうした方法をとらずに業界と協議の場

を持ったりしたというような経緯がありまして、18年5月からA、B、C、D、Zという形でご覧の5種類のマークが使われております。一番下にZ区分というのがありますが、こちらはいわゆる18歳未満販売禁止ということで、東京都の条例ではゲームも図書類ですので、表示図書類ということに当たっております。そして、AからDというのは、そこにもございますように、それぞれ全年齢対象、12、15、17ということで、それぞれの表示年齢以上の対象の内容が含まれていることを示すということで、推奨年齢区分という言い方をされております。

それから、18ページの でございますが、こちらはわりとなじみのあるものかもしれませんが、映倫がやっていらっしゃる映画の年齢別レーティングです。「PG-12」、「R-15」、「R-18」というようなことでやっております。

それから、19ページ以降にも、ほかの映像ソフトの分野ということで、レンタルなどのビデオ/DVD、コンピュータソフト/DVDなどについても、それぞれ成人指定というようなことで18歳未満禁止とか、「R-15」ですとか、そういった扱いを自主規制をやっていただいております。そこにありますような、シールではないんですけども、それぞれ業界で共通のマークをつけて販売されておりますので、こちらにつきましても東京都の条例では表示図書類というふうにして扱っております。

それから最後、資料のほうで参考資料というところですが、児童買春・児童ポルノ禁止法の現行法でございます。こちらで児童ポルノの定義というのが書いてありますが、そういった意味では、先ほど見ていただきました漫画のもの、それから水着の子どもの写真などというのは、こちらの児童ポルノの定義になかなか該当しないのではないかとということで、今、こういった児童ポルノ禁止法の対象にはなっていないところでございます。

そういうことで、資料1の残りの部分について補足でご説明をさせていただきました。

前田部会長 それでは、ネットの話に移る前に、今のところで何かご意見とか。今後この問題も何回か扱っていくことになると思いますので、ご質問や何かがあれば。

木村委員 ご説明ありがとうございます。資料のナンバーが出ていないのですが、「出版倫理の現況」という色が白い紙の2ページ目の4つ目の段落として、東京都青少年育成審議会というのがあって、そこに実は昨年は12回の審議会が開かれ、何誌が指定を受けた、グラフ誌の指定誌数は何誌と、ここの誌数が全然出ていなかったというのが気づいていまして、ただ、それは先ほどご説明にあった資料1の4ページの不健全図書の指定実績とい

うところを念頭に置けば大体よろしいのかというのが1点で、白い紙は倫理協議会の方に伺えばよかったのかもしれないのですが、事務局に伺ったほうが早いというふうに思ったので、あのときには伺わずに今伺います。

それに関連して、罰則規定もまとめていただいている、従わないと罰金が30万円ぐらいな感じで出ているわけですが、これは資料1の6ページのところに立入調査状況というのをご説明いただいている、これを見ると書店さんは余り履行していないというか、問題が多いようにもこれだけ見ると思うのですが、そのときに、現実に処罰というか、警告だけで終わっているのか、そこら辺は実際にどうなのかというところをちょっと教えていただければと思います。

青山青少年課長 それでは、雑誌協会の方が持ってこられた「出版倫理の現況」の2ページ目の4つ目ですけれども、こちらは誌数が入っていないのですが、先生がおっしゃいましたとおり、先ほど資料1の4ページの不健全図書の指定実績で、恐らく昨年ということですので平成20年度の36誌という、こちらのことを書かれる予定だったのかなというふうに思われます。

それから、実際の義務の履行状況ということですが、立入調査の結果ということで、6ページの というところの一番上に書店等の立入調査の結果がございますが、こちらは、先ほどもいろいろご質問の中でもありましたけれども、都内で約1,000人ほどの青少年育成協力員というような方に、地元の本屋さんなどで実際どうかというのを見ていただくだけですが、見ていただいて、また通報を受けまして、その通報に基づきまして職員が現地に行って立入りをしたり、そうじゃなくても、計画的に自主的に場所を決めて立入りをしたりということをやっている結果をまとめたものです。実際には、調査した店舗の中で不健全図書がないような店舗もありますが、置いてあるところについては、実際の指定図書が区分陳列されているとか、包装されているとか、そういったことを調べまして、適切であればよいのですが、不適切な場合はいろいろパンフレット等で周知を図っているところですが、その書店さんの、特に小さな町場の書店さんなどでは、そもそも条例の内容をよく知らなかったということもありますので、基本的には立入りに行った職員のほうで、まず条例がこういうふうになっていますので、是非これに従ってやってくださいということで、その場での是正指導というのを行っております。それで、大体皆さん、すぐ、そうでしたかということでご了解いただくのですが、例えば冊数が非

常に多くて直ちにその場で是正ができない場合などには、こういうことになっていますのでちゃんとやっておいてくださいということをお願いしまして、また少し時間をおいてから履行状況を見に行くというようなことでやっております。ですから、実際に全く聞く耳をもたないとか、そういった方がいればそうなんですけれども、大体皆さん、条例を知らなかったの、言われたら直すということで、大分時間はかかるのですけれども、そういったやり方でやっております。

前田部会長 よろしいでしょうか。ほかに。

吉川委員 指定図書になった場合の周知の相手先についてちょっとお聞きしたいのですけれども、この資料の説明では、販売店ですが、書店とか、コンビニとか、あと発行所というのがあるんですけど、例えば出版物がamazonなどで売られているケースがありますよね。ああいったオンラインショップへの周知というのをされているのかということについてお聞きしたいのですが。

青山青少年課長 オンラインショップにつきましても、以前は周知の対象から抜けていたのですが、やはり前の部会でもいろいろ話がありましたように、ネット書店の問題について、我々が少し認識をし始めたころから、先方のほうでも、東京都の条例で何が指定になっているかというのがわかれば対処したいということですので、今はネット書店にもお送りしております。

前田部会長 よろしいでしょうか。

それでは、今日、現実に雑誌を見ていただいて、雑誌でない出版物もありますけれども、これを踏まえて、銅谷会長などのご意見を伺っている以上、それに対して何らかのことに応えていくという側面もあると思いますので、また議論を続けてまいりたいと思いますが、今日は雑誌のことはここでということですのでよろしいわけですね。

青山青少年課長 もしいろいろご意見をいただければ。ネットの関係はあくまで前回からの補足ということになりますので、前回いただいたご質問に対するご回答と、あと整理したものをちょっとご報告申し上げるというだけですので、こちらの関係でやっていただけますとありがたく存じます。

前田部会長 わかりました。いかがですか。ご意見がなければ特にあれですが。

吉川委員 先ほどの延長線上ですけれども、この不健全図書の指定の制度というのは、対象は図書類の発行・販売、または貸付業を行なうものですよ。そうしますと、販売や

貸付を行なっていないくて、ネットでそういった漫画などを趣味で描いて見せているようなサイトというのがあった場合、要は閲覧だけさせているというパターンですが、そういった場合に何らかの対応というのがとられているのかということです。

青山青少年課長 サイトの画像だけということですか。

吉川委員 そうですね。今、自分が描いた同人誌系のようなものを無料で見れるようにしているサイトが結構多いんですよ。多分、それは販売を前提にしているものあると思うのですけれども、販売を前提にしないで無料でオンラインで見れるような書籍といたしますか、そういったものがあるんですよ。そういった場合に、ネットで見れるオンライン書籍ではあるけれども、貸付とか販売はしていないといったものがあった場合に、この条例では何かできるのかなというところがありますけれども。

青山青少年課長 現実にはというか、近年、ネットが問題になってから、実際にそういったオンラインで画像だけを閲覧させているものを指定した実績というのはそもそもないというのが実際でございます。要は、オンライン書籍を指定ということができれば閲覧禁止義務というのが当然かかると思うのですけれども、今段階では、とりあえずそれを行ったことはありません。

吉川委員 というのは、指定の対象となるのは、販売又は貸付を前提とした図書類ということですか。

青山青少年課長 閲覧若しくは観覧に供する目的をもってということなので、別に販売されなくてもいいのですけれども、そうした目的をもって作成された書籍・雑誌、文書・図画、写真、ビデオテープというようなことですので、もし何か実際の本というか、有体物の本があって、それをただ画像に写して見せているだけというのであれば、理論的にはできないことはないですね。

吉川委員 スキャンしたものを見せるとか。

青山青少年課長 そうですね。インターネットのサイト自体を指定するということとはできないですけれども、そのサイトの中に写っている何か特定のものを指定するということは理論上はできるとは思います。ただ、どういうふう実際にやるかという、事務的といいますが、実践上・・・。

吉川委員 完全に電磁的記録のみでネットで閲覧可能な状態にされていた場合には、もとの図書を指定しても、ネット上で表示させている画像自体の表示を禁止させることがで

きないのであれば、実効性ということになればほぼないんですね。サイト全体を指定図書にするのは無理だというのは何となく理屈上わかるのですが、今後、オンラインで漫画などを見せるような個人などが出てきた場合に、そういったページ自体も、ある意味、図書の1つだと思っすよね。紙なのか、モニターを通して見るのかだけの違いで、描写されているものは同じなので、そういったものについて、この条例でやるかは別として、今、多分、自治体などが何らかの規制をかけたりにしている状況はないと思っす。あくまで「18禁」みたいな自主的なことぐらいしかやっていないと思っすのですけれども、これはこの後のネットと青少年に与える影響の部分で議論していくことなのかもわかりませんが、まずその前に、条例でそれが対象となっているかどうかの確認だけを今したかった次第です。

前田部会長 では、徳本委員、お願いします。

徳本委員 指定の仕組みについてちょっと質問させていただければと思っすのですけれども、指定をして周知はがき、それから発行所への指定通知発行、それから告知とあるので、販売店というのは基本的に東京都内ということですね。

青山青少年課長 はい、東京都内です。

徳本委員 発行所に関しては、東京都内の発行所じゃなくても構わないと。

青山青少年課長 そうですね。要は、東京都内で売られていれば、その発行元がどこにあるうがという。

徳本委員 インターネットのサイトについても、サイトの作成者が日本全国どこにあるうと通知を発行できるということですね。

青山青少年課長 インターネットのサイトというのは。

徳本委員 閲覧されているだけのものも条例上は指定の対象になり得るということでしたので。

青山青少年課長 今の吉川委員の。

徳本委員 はい。

青山青少年課長 実は、実際に指定になった場合ですけれども、今だと販売とか貸付を業とする方に対する販売禁止、貸付禁止がかかるのですが、閲覧になりますと一般人になりますして、何人もということで、例えば大人の人が買ってきたものを近所の子どもに見せてはいけないということも含めて、何人も閲覧させ、観覧させないように努めなければな

らないというふうな形になりますので、今、インターネットのサイトを指定するということには多分ならないですね。サイトの中にある有体物の何か観覧の対象になっている書籍自体をもし仮に指定というようなことができたとすればという話になりますので、それが東京都内で見れることであれば、その方がどこから見ているのであれ、かかるということになると思うのですけれども、現実的にそれが、どうしても書籍のものというのは、今実際に店舗にあるものとか、実際に手にとれるものというのをやはり対象としておりますので、先ほどの同人誌の話でもちょっと申し上げたのですけれども、実際の実効性といえますか、実際、どういうふうに規定を使えるのかというのが一工夫二工夫要るのかなというように思います。

徳本委員 どうもありがとうございます。

前田部会長 では、後藤委員。

後藤委員 先ほどの銅谷会長のご指摘にもありましたが、児童を被写体にしたものについてはこの指定要件に当たらないと。要するに、著しく性的感情を刺激するようなところにも当たらないということですよ。ですから、それはここでは対象外になっているのですけれども、まず1つは、そういうものを対象にする必要があるんじゃないかということと、あとは、そもそも仮に対象にしたとしても、売ってもいいことは変わらないわけですよ。子どもに売ってはいけないというだけで、売ってもいいことは変わらないということですので、そもそもそういうものを被写体として売ることについて、何らかの規制を青少年健全育成条例で入れるようなことはできないのかということやはり考えたほうがいいと思うんです。それは児童ポルノ禁止法の問題にもなるのですけれども、その法律だけでいいとするのか、やはりそれぞれの自治体で条例で何らかの考え方を示していくべきではないかというふうに思った次第です。

前田部会長 では、住田委員。

住田委員 現在、東京都では個別指定制度のみで対応していらっしゃるということで、包括指定制度をしていない。先ほど事務局からのご説明の中で、25期でもこの件についてはお話し合いがされたということだったのですけれども、もう少し詳しいところを私は知りたいと思います。単純に私は家庭の主婦として、親として、これを見ると、どうして個別指定制度なのか、包括指定制度もあってもいいんじゃないかという思いがあるものですから、どういういきさつで25期で話し合われたことで入れなかったのか、その点をもう少

しお聞きしたいと思います。

青山青少年課長 今、25期の答申自体が手元にないので、概要をまとめたものを見ておるのでございますけれども、平成16年の条例改正に当たりまして、平成15年10月28日に、第25期東京都青少年問題協議会に対しまして、条例の一部改正、とりわけ不健全図書類の効果的な規制のあり方、その他について検討するよう諮問がなされました。それで、その諮問を検討する中で、個別指定制度と包括指定制度の実効性についても議論されました。その前提としまして、東京都では昭和39年の条例制定以来ですけれども、業界の自主規制を尊重し、規制は必要最小限にとどめるという基本的精神、公平性、適正性というのを重んじておりまして、公平で専門的な審議会の判断を経て個別に指定するという基本的考え方に基づいて、条例制定以来、個別指定制度を採用している。それがもともとの前提条件でございました。

もちろん、個別指定制度の問題というのもそのとき俎上に上がっておりますが、まず指定数ということで、多くても例えば月間10冊とか、それから指定のタイムラグというのは構造的な限界があり、また、自主規制もすべての関係者が遵守するという保証はないということで、包括指定の長所というのがそのとき挙げられまして、多種多量に出版・販売されている図書のうち、量的に規制の対象となるものを幅広く指定できる。また、発行間隔の短い週刊誌などについても指定が可能であるという包括指定の長所が指摘されまして、個別指定、それから自主規制の欠点を補う点から、一定の積極的評価をすべきであるというふうにされました。

ただ一方、包括指定では結局、個別の指定図書名というのが一切明示されませんので、運用段階での実効性を確保するための十分な指導体制を整備することは難しいということで、また、内容によらず、量的な規制だけで図書の不健全性を100%問うことや、審議会の議論を経ないで不健全図書指定がなされることの是非等の問題点もあるということで、具体的には、先ほどもちょっと申し上げたのですけれども、性的に著しく卑わい感をもよおすものとか、そういった何かしらの条件に該当するようなページが例えば20ページ以上あるとか、3分の1以上あるというのを、結局、コンビニの店主さん、一般書店の店員さん自体が、取次さんから回ってきた今日出荷したものをチェックした上で、何もマークがついていたりはないわけです。それで、どれがそれに当たるかというのは本屋さんが自分でその場で判断しなくてはいけなくて、そして、それを区分陳列なり包装なりという義

務がかかって、それを例えば遵守していないとなると、警告されて何か罰則がかかるということになるのですけれども、それを本屋ができるのかという話と、それから、実際に条例がどの程度遵守されているかというのを、また東京都自身のほうで立入調査などによりチェックすることというのはどの程度徹底できるかというので、確かそのときも、他県の実際の状況などもご報告の上で審議をされたというふうに伺っておりますけれども、そういったことで、これらそれぞれの個別指定、包括指定のやり方の長短を総合的に勘案し、審議会での議論がなされまして、当面は包括指定の導入は見送り、指定図書は区分陳列する場合であっても、包装して販売することを義務づけるなど、個別指定制度の改善が望まれるというふうな結論になったところでございます。

前田部会長 今のに関連して、そのころから私、もちろん加藤先生も加わっていたわけです。今の正確なご説明のとおりですが、大きく言いますと、やはり表現の自由の観点から、なるべく規制をすべきでない。包括指定だと、それをやらなければいけないという意見もあったのですが、条例改正のときに反対が強く出て話題になり過ぎるといいますが、あのころは公開でやっていて、ものすごく厳しい意見があった。委員の中にも、今日みたいなものでも有害性がそんなに強いとは言えないし、どういうデメリットがあるんだと。これで幼児に対してのどういう犯罪が増えたというエビデンスがあるんだというような意見もかなりありまして、少なくとも一歩前へ進めるためには包括指定まではいけないという判断をしたという面があることは事実ですね。

今日、鈴木さんにもそのときも来ていただいて、あれは偽らざる気持ちで、その後規制したのでかなり変わったと思うんです。その意味で一歩前に出たというのは正しい選択だったとむしろ思うのですが、状況が変われば包括指定ということも十分あり得るといことだと思えます。ただ、あのころからも出ていたのですが、紙媒体のものというのは氷山の一角であって、やはり問題はネットだと。販売でも、もうネットを通しての、紀ノ國屋にしる、丸善にしる、完全にamazonに抜かれてしまって、圧倒的にamazonの世界になっていて、あそこでは売るときに一部画像を見せてしまうわけです。初めの何ページか分は見せて売るみたいなことをやるわけですよね。ですから、それに対応する対策のほうはむしろ次の段階としては重要な問題になってくる。

あと、やはり児童ポルノに関しては、やはり漫画は被害者がいないのだから、こういうものは幾ら出してもいいという意見が今でもあると思いますが、あのころも強かった。漫

画だったら全然というのですが、今日見ても、やはりかなり問題のあるものがあると思いますね。それは、恐らく健全育成という観点で東京都で考えたときに、何もなくていいかどうかという問題は議論が変わって、ネットでああいう漫画が出されて流れるようになったときにどうなるかという問題は出てくるし、出だしていると思うんです。ただ、申しわけないのですが、常に議論をしてコンセンサスがある程度得られるところから前に出ていったという経緯があったということです。

住田委員 ありがとうございます。私は、実は犯罪を犯した者を扱っておりますので、このところ、急激に性犯罪というのは確かに増えているんです。特に私が住んでいるところでは非常に多いんです。やはり減っていかないところを何とかしてほしいという思いがあるものですから、昔は十年一昔と言ったんですけど、五年一昔の時代になっているんじゃないかという気がいたしまして、もう一度見直して、皆さんと意見を闘わせてもいいんじゃないかという気がいたしております。ありがとうございます。

前田部会長 ほかにいかがでしょうか。前半で、これからご報告いただくところとつながるネット・ケータイの問題と、そこに流れたような本との関係も全く無関係ではないので、またそれをつなげて議論してまいりたいと思うのですが、もしよろしければ、用意していただいた報告を事務局のほうから、前回の部分について宿題的なものも含めてご説明いただければと思います。よろしくお願いいたします。

青山青少年課長 それでは、事務局からの残りの報告事項でございますが、1点目は、今日ご欠席でいらっしゃいますが、前回の専門部会で内山委員からご質問がございました、サイト等で被害に遭われた子どもたちとE M Aの認定サイトとして除外されたサイトとの関係について、警視庁からのご報告をいただきます。

あともう1点は、前回の議論等を踏まえまして、「ネット・ケータイが青少年の健全育成に与える影響に関する論点について」、後ほど参考までにご報告させていただきます。

それでは、警視庁さん、お願いいたします。

前田部会長 よろしくをお願いいたします。

嶋村管理官（警視庁） 警視庁の少年育成課の嶋村と申します。よろしくお願いいたします。

ただいま青山課長からございましたけれども、前回、内山委員のほうから児童の被害の発生したSNSにつきまして、E M Aに認定されていたサイトかどうか調べていただきました。

いというご要望がありましたので、そのご回答でございます。

本年1月1日から4月30日までに当警視庁で検挙いたしましたインターネットサイト利用に起因しました福祉犯事件の被害児童数につきましては77人でございます。内訳につきましては、出会い系サイト利用が16人、出会い系サイト以外のサイト利用が61人となっております。このうちの出会い系サイト以外のサイト利用61名のうち、サイト名が判明しておりましたのが38人です。サイト名が判明していないのが23人となっております。このサイト名が判明しておりました38人について見ますと、現在、E M Aに認定されているサイト利用が22人おりましたが、被害児童が実際にこのサイトを利用した時点で見ますと、E M Aの認定前の被害が17人、認定後の被害が5人となっております。

以上でございます。

前田部会長 内山委員がいらっしゃるのですが、非常に貴重な具体的なデータをどうもありがとうございました。ご質問、よろしいでしょうか。

もしよろしければ、それでは次のご説明をお願いいたします。

青山青少年課長 それでは、お手元に資料4をお配りしてございますが、こちらは「ネット・ケータイが青少年の健全育成に与える影響に関する論点」ということで、毎回議論を踏まえて更新をいたしているものでございます。こちらにつきましては、前回の専門部会でいただきましたいろいろなご意見を、下線を引いておりますが、加えております。

1枚目の左側ですが、「議論を進める上でのスタンス」というところで、携帯が欲望を増幅させる装置である等ということは明白でありますので、未熟な青少年を社会や大人や企業が守らなければいけないというスタンスから始めるべきである。こうした青少年を守っていかなければいけないという関心について、まえがきやあとがきでしっかり書き込むべきである。そして、ネット・ケータイ絡みの被害者が現実に多いか少ないかは問題ではなく、その危険性などの可能性があるというだけでも、社会としてこうしたスタンスを打ち出す十分な利用になるということを改めてつけ加えております。

それから、その3つ下ですけれども、ネット・ケータイについて保護者が子どもを指導する上で、必ずしも技術的知識において優れている必要はなく、信頼関係があれば教育はできるはずだけれども、今の日本は本質的な信頼関係が失われているというような、そういった指摘も答申のまえがきやあとがきで明記すべきであるというご指摘がございました。

それから、「学校への働き掛け」というようなことがかなり前回ご議論いただきました

ので、こちらもいただいたいろいろな意見を入れております。保護者に対して教育・啓発の場を提供する役目というのを学校が果たすべきで、こうしたものにすべての保護者が参加できるような仕組みを合わせて検討するべきである。あと、具体的に補助教材を使って、そういったものに参加できない方に対してもフォローしていくべきであるというようなこと。それから、そもそも保護者というのはバラバラでありますけれども、日本の社会においては、やはり学校の先生や校区という位置づけが大きいので、学校が主体性を持ち、また、そのための人材育成が必要であるという話と、それから、そうは言うけれども、教育に関する事業の実施というのをすべて学校に課すというのは、いろいろ学校が置かれている状況、教育課程などいろいろあるので難しいけれども、少なくとも参加・開催希望の保護者や団体に対して、学校や行政が協力支援する義務などを条例に書き込むことは有効ではないかといったご指摘がございました。

それから、「保護者への働き掛け」ということで、1ページ目の右下のほうですけれども、こちらも前々からありました議論にさらに、2つ目のところですが、保護者に義務を課すということはやはり効果的ではないか。事業者のほうが保護者に対して勧告するような仕組みというのもいいのではないかというご意見がございました。

また、携帯の関係で、保護者の動機づけで、アメ・ムチ両パターンを意識した広報・訴求というところですが、前回、事務局のほうから優良携帯機種というような関係の資料も出ささせていただきましたが、これに関するご意見をいろいろいただきましたので、都が危険の少ないものを推奨すれば、学校やPTAも同調できるし、事業者にとっても好循環ができるのではないかと。そのさらに細かい仕様等に関するご意見をいただきましたので、余り細かい基準ではなくて、形式的に適合性を判断できるのではないかと。それから、小・中・高などと成長段階に応じて、U13、U16、U18などというようなものが適当ではないかとか、それから、携帯電話のチップの差替えなどといった物理的な安全配慮基準なども基準に加えればいいのではないかというようなお話。それから、保護者が外国人だったり、夜仕事に出ているとか、そういった事情などにも配慮した教育・啓発の企画が必要ではないかというようなご指摘をいただきましたので盛り込んでおります。

それから、(3)「青少年への働き掛け」というところで、これも考え方に属するものかもしれませんが、インターネットでは、やはり親の知らない間に子どもが洗脳されてしまうこともあり、ちゃんと保護されている子どもと、そうじゃない子どもとの格差

がどんどん進んでしまうということですので、親が保護能力を失っているときには法的に保護するしかないというようなことをまたつけ加えております。

それから、フィルタリングの関係でさらに2点つけ加えておりますけれども、子どもを信頼しているからというふうな理由というのはいかがなものかということで、保護者から解除を求められても絶対に解除させないぐらいのことが必要ではないかというようなご意見。それから、保護者の意思確認の徹底につきましても、そもそも保護者本人がどうかという確認も、例えば公的証明書で確認するなど、各社で高い基準に統一するべきとか、解除の申し出を受けた場合の実効性を期すための正当な理由などを基準として定めて示すことも検討すべきというご意見もいただきました。

それから、「事業者への働き掛け」のところですが、ここは前回、一番下の丸とその上の丸、今2つ分けたのですけれども、前回一緒に書いておりましたので、現行のフィルタリングの定義について、そのレベルについて規定しないので、何か都のほうで指針を策定すればいいのではないかという話と、ただ、都が自らフィルタリングの基準づくりをすることは自分を縛ることになるのではないかという、こちらは2つに分けさせていただきました。そして、下から2番目のものに関しましては、その例示などのご意見もいただきましたので、そちらの下線の部分を挿入しております。

それから、3枚目でございますが、こちらは企業努力というようなことで企業との関係ですが、一番上から2番目の丸ですけれども、企業が実施する青少年向けのケータイ講座の問題ということで、より具体的に事業者が行なう教育・啓発活動について、都が基準に定め、例えば携帯電話の保有を暗に促すなど営業にわたらないことなど、企業の社会的責任から当然であるのに、実際にはそうなっていない事項などを内容に盛り込むべきであるというご意見をつけ加えております。

それから、3の最後の丸ですけれども、ネット・ケータイに絡んで青少年が被害に遭った事件に関して、機種名やコミュニティサイトの公表といった、この話は前も書き込んでおりましたけれども、それに関するさらに具体的なご意見表明がございましたので、都として主体的に公表していくことが必要というようなことをつけ加えております。

それから、最後つけ加えたところですが、3ページの上のほうですけれども、やはり禁止物品なり、そういったもの売買だけではなくて、親が知らない間に小学生がネットオークションでゲームを売買しているなどの現実に鑑みると、青少年がネット上でお金を扱え

ない仕組みにすることは必要といったご意見がありましたので、そちらをつけ加えております。

論点に関しましては以上です。

前田部会長 ありがとうございます。事務局でまとめていただいたものに関して、何かご指摘いただくようなこと、その前提として何かご質問ございますでしょうか。現段階でこういうふうにまとめていただいて、前回の議論を忠実にまとめていただいたのだと思うのですけれども。副会長、よろしいですか。

加藤副会長 はい。

前田部会長 それでは、本日は、ヒアリングと、あと雑誌を見たりということがあって盛りだくさんだったんですけれども、最後に、事務局から次回の日程のほうを。

新谷委員 先ほど、これの質問事項だと思って意見を言えなかったんですけれども、この図書についての意見の時間がなかったと思うのですが。質問だと思って言えなかったのですが。

前田部会長 すみません。今もし可能であれば、今日の段階で出しておいていただいたほうがいいので。申しわけありません。

新谷委員 この図書に関しましてはたくさんあるので、意見として言わせていただこうと。先ほどは質問だと思っていたので失礼いたしました。

私たちは、子どもの安全の見守り活動やSNSや掲示板での小学生の援助交際や、そういった行為に関する活動をしております。その背景として、幼稚園児とか小学生が対象になった漫画がこんなふうに売られていて、これが規制をかいくぐっているというならいいのですが、そもそもこれに対する規制がないということ自体が非常に問題だと思いますし、社会として、親としておかしい、許せないと思います。そもそも、こういった幼児や子どもに対して、あのような汚らしい過激な性表現を許すということ自体がおかしいので、また写真集も、さっきおっしゃいましたけれども、そもそもこういったものが発行できて平気、誰も罰せられない、注意も受けない、何も無いというのはいかがなものかと思います。幼児や子どもを過激な性の対象にした写真集、漫画、そういったものは本当に何かの規制をかけるべきだと思います。そういったものが日本の文化や価値観を変えていきますし、犯罪を助長するということにもつながると思います。

水着に関しましては、親の了解、親の了解とありますが、では親にも警告とか罰則を与

えればいいと思います。海外などでは、親が子どもをわけなく叩くと親が引っ張られてしまう。パチンコ屋のところに車で放置しておく親が引っ張られていく。平気で親が責任を放棄したら、社会が子どもを守るというシステムになっております。そこまでいかなくても、日本は子どもは親のものだ、親の責任だばかり言われますが、親が責任を果たさなかった場合には、親も罰していくというような、海外ほどではないですが、そういった視点も入れながら、全部親の責任というふうに言っていると、本当に子どもが守られない。都の育成条例も、親が11時以降、子どもを連れていても親が注意を受けるというふうになっていますから。そのような意味でも、そういったシステムがあってもいいと思います。

それから、図書の審議会、個別と包括ですが、これは前から私たちPTAの間でも非常に話題になっていて、個別指定制度はあるけれども、指定が終わったときには、もうその雑誌は売られていなくて次の雑誌が出ている。イタチごっこだ、意味がないというようなことはありました。

それから、同じ業者が何回も何回も繰り返して、イタチごっこである。それならば、同じ出版社が何回も何回も繰り返すならば、悪質業者としてきっちりとペナルティーを与える仕組みとか、それから包括指定制度、個別指定制度、これを併用しているところがほとんど。それなのに、なぜ東京都は個別だけなのか。おかしいと思います。効果云々よりも、両方のほうがいい、当たり前という、そういったことを許さないという姿勢を示すべきだと思います。実効性が云々とか議論がどうというよりも、個別指定と包括指定をしているところがほとんどですから、東京都としてもそういったものは厳しくしていく、許さないというような姿勢を示すべきであって、やはり両方併用している、効果云々よりも、そういった姿勢を示していくべきだと思います。

それから、漫画に関しましては、携帯漫画、お金を取って携帯でダウンロードできる漫画は非常に過激ですよね。ですから、こういった冊子だけでなく、携帯でダウンロードできていくような漫画、300円とかでもすごいものが取れてしまうので、本屋に買いに行くよりも、そういったもののほうが子どもたちはどんどんダウンロードしてしまうかもしれない。年齢認証も何も無い。そういった観点から、何かそういったものを包括的に規制していけるような、ペナルティーを与えていくような、警鐘を鳴らせるような何か法的な仕組みというか、行政や私たちの姿勢というものが示せないのかなと思います。

いろいろあるのですけれども、結局、雑誌・図書業界が売れないとか言っていましたけ

れども、雑誌・図書業界のためにも、きちんとした規制をしてあげることが、結局、悪質な業者、悪質も出版社が淘汰されていくということにもなるので、さっきの方たちに質問ではなくて言いたかったのですが、皆さんのために健全な業者、出版社を生かすために、どんどん悪質なものはペナルティーを科して消していくというような仕組みがかえって皆さんのためにもいいのではないかと思いました。言論の自由とか表現の自由とおっしゃいますけれども、それはプラス、芸術性のあるときだと思います。それから、自由があれば責任もある。そういったときに、幼児とか、ああいったものが本当に言論の自由、表現の自由の「自由」に当たるのか。そういったものを社会が、私たちが許せるのかというのは多に議論をして考えていかななくてはならないと思います。やはり社会としてのモラルとか、品格とか、いろいろなものへの影響、そういったもののマイナスを考えれば、自由とか、そういったものの権利とかプラス、そういったものも減じられるというか、なくなると私は思います。親として、社会の構成員としても、日本の将来を憂う一人として、本当にこういったものが規制もなく存在するということはなくしていただきたい。なくすべきだと思います。

それから、いろいろな議論があるかもしれませんが、こんな小中学生が撮れる、そんなに過激じゃない、時代は変わったよ、もっとすごいを見ているよと言われましたが、それでも、そういった簡単に手に取れる小中学生が買えるものに、こういう先生とか、近親相姦など、こういう本当に露骨な性描写があるということ自体は、やはり日本の子どもたちは危険ですし、不幸です。海外へ行っても、そんなことは絶対ない。こうやって子ども向けの物の中にそういったものはないというのが現実なので、余り甘く甘く、仕方ない、仕方ないとやっていくと、どんどん悪しきに流れて落ちていきますので、やはりこういった青少協とか行政とか、私たちが責任を持ってできるところからきちんとしていくという考えを示していく、厳しくしていくということが必要なのではないかと考えています。ありがとうございました。

前田部会長 ありがとうございました。私の整理の仕方が悪くて、ご議論いただくのがちょっとバラバラになってしまったので申しわけなかったのですが。では、吉川委員。

吉川委員 時間が押してしまして申しわけございません。青少年の保護という広い視点に立てば、今、新谷さんがおっしゃったとおりなんです。ただ、今日ご用意いただいている4つに区分された書籍を見ていると、それを青少年が見ることで青少年に有害な影響を

与えるというたぐいのものと、書籍そのものが児童への虐待につながるというふうなものがあると思うんです。見ることで青少年に影響を与えるというたぐいの書籍に対しては、条例による規制であれ、業界による表示図書みたいな自主規制であれ、とにかく青少年から遠ざけられていれば、とりあえずそれで目的は達成しているのかなと思うんです。

ただ一方、書籍自体が児童の虐待になるんじゃないかと思われるようなジュニアアイドル系のもとか、そういったものについては、見せる見せないという議論とは別に、そういった書籍自体をつくることについて何か考えないといけないわけですね。確かに児童福祉法の中では保護者の同意・承認があれば別に違法にならないというふうにされていますけれども、内容によっては、もっと過激な水着を着たようなジュニアアイドルの写真集やDVDが、たぶん1年ぐらい前に児童福祉法違反か何かで逮捕されているケースがありましたね。はじめは児童ポルノ法違反で逮捕されて、その後、児童ポルノ法での起訴を見送って児童福祉法違反にしたと思うのですけれども、そういう場合、親の同意があったとしても、精神的に未熟な子どもが将来のことも考えて、果たして今、モデルになっていいかどうかの正常な判断ができるとは限らないので、児童福祉法の親の同意というのは、あくまで親が絶対に子どもに不利になるようなことはしないだろうという前提であるわけなので、その正常な判断ができないような親とか、あるいは、そもそも子どもを商売の道具に考えているような親だった場合には、この同意とか承認というのはたぶん無効になると思います。そこがもし児童福祉法できちんと機能していないのであれば、条例などで一定の行為については、たとえ親の同意・承認があったとしても、それはやってはならないというふうな縛りをかけていくことで、ああいった写真集などが販売されることを抑止することは可能なのかなと思います。

あと、一番手前の同人誌みたいなものは、バーチャルな児童ポルノという観点でいくと議論がややこしくなってくるんですけども、少なくとも見た感じは、性器が詳細かつ露骨にカラーで描写されていますよ。これは、たぶん現行法でも猥せつ図画に該当すると思います。過去にこういった性器を描写した漫画をかいていたイラストレーターが猥せつ図画製造とか頒布で逮捕もされていますので、これはぜひ警視庁さんがしっかり見ていただいて、違法なものであれば、販売自粛とかどうのこうのよりも、製造した人間自体を検挙していくという執行の部分で取り締まっていただければいいのかなというふうに思います。だから、青少年そのものの保護という視点と、有害情報から青少年をどう守るかという視

点はちょっと分けて考えたほうがいいのかというふうに思いました。

前田部会長 ありがとうございます。

新谷委員 私は、青少年が見なければいいとか、そういっただけではなくて、実際に写真じゃなくて漫画だから被害者はいないだろうではなくて、全体でどうしてこんなに小さい子どもが性被害に、昔からこうだったのか。なぜこうなったのか。本当に増えていると思うんです。やはりアニメ文化とか、ロリコン文化が絶対助長していると思います。ですから、大人が見るものであっても、ビデオでも、それがもとで、たくさん見たから犯罪しなくなって犯罪を犯したという人がたくさんいるんですね。興味を持って、やはり実際子どもにしてみたい、おとなしいから、大人の女は怖い、嫌だからと。やはりそういったものを助長していると思うので、大人が見るものであっても、漫画であっても、写真であっても、子どもをものすごく性的に虐待している。見てください、幼稚園児ですよ。こういったものを描くこと自体、自主規制に頼れないならば、自主規制をお願いして、アンコントロールラブルならば、やはりいろいろな意味でそういった規制の仕組みをつくっていく。そういった流れもつくっていかないと、子どもに見せなければいい、大人は幾らでも子どもはぐじゃぐじゃに楽しんでいる。そういったものを販売してもいい、規制もないというのは、そのこと自体が社会全体で私はおかしいと思うんです。だから、大人が見るものであっても、幼児がこういうふうにされているようなものが平気で存在できるという社会自体がおかしいと思うので、それを何とかしていただきたい、私はそう思っています。

前田部会長 この問題はまた議論を続けてまいりたいと思いますので。副会長、何かありますか。

加藤副会長 私もほぼ同じような意見ですが、先ほど公的保護というのは、この前のインターネットの場合もやはり親が子どもを守れない場合には、何か公的機関が保護しなければならないだろうと。ジュニアアイドル誌などで、親が承諾しているから子どもはそういうモデルになっていいだろうというようなことになっていくと、親が子どもをお金儲けの道具に使うということはやはり出てくるわけで、日本ではないですけども、ある国では里親制度があって、何か里親というのはすごく子どもをかわがっているのかと思ったら、そうじゃなくて、里親になって子どもをもらって、その子どもを路上でみんなからお金をもらわせている。つまり、里親になって自分たちの生活を支えるための子ども。そうすると、今の世の中、世界は変わってきたなと思ったのは、親が子どもを守る、あるいは里親

というのはすばらしい、そういう愛情に満ちたものだという前提ででき上がっていることが、実態は全く違った機能をし始めているというようなことを感じました。

それで、先ほど鈴木議長に多少しつこく質問したのは、要するに、出版倫理協議会がコントロールできない部分というのがやはりあるということですので、私は、一番望ましいのはやはり出版倫理協議会がうまくワークするというのが望ましいと思うのですが、少なくとも、出版倫理協議会でコントロールできないと、議長がそうおっしゃっているわけですので、そこら辺の部分についてはかなり公的機関が、行政が何らかの関与をしていかざるを得ないのではないかというような気がします。一般的にこういう現象に対して、いろいろな条例なり自主規制なりを強化する、それを応援していくという面と、これはけしからんねとって、抑えているだけでいろいろなことがおさまらない。住田委員が前回おっしゃいましたようなことですが、やはり携帯依存ということはよくないと言っても、なぜ子どもが携帯依存になるかという子どもの孤独の問題というのがあって携帯依存にいつてしまうわけですね。

それと同じように、性の低年齢化から始まって、そういうものを見るという性への欲望の肥大化というものの原因というのはどこにあるかという、これはフランクフルという実存分析の学者がいるのですが、それはやはり虚無感だと。人間というのは、虚しさとか虚無感を持つと、それが欲望の肥大化をもたらしていくと。ですから、やはり青少年の間に広がっている虚無感とか孤独感とか、そういうことが本当の原因で、ここに手を差し伸べないと、基本的にこういうことは解決できないんだと。だけど、当面とにかくこの雑誌をこのままで置いておいてはいけないから、こういうような規制をかけるのではないかという議論の持っていき方がいいのではないかというふうに私は個人的には考えたわけです。

前田部会長 どうもありがとうございました。そういう方向で今後議論を続けてまいりたいと思いますが、今日はヒアリングもありましたし、このぐらいで会を閉じさせていただきたいと思います。

それでは、次回について、事務局のほうからご説明いただけますか。

青山青少年課長 次回の専門部会ですが、7月9日、木曜日、午後2時から開催を予定しております。次回も青少年を対象とした図書類のあり方について審議を行なう予定でございます。

前田部会長 部屋は決まっていないんですね。

青山青少年課長 同じ33階N 6、今いるこの部屋でお願いいたしたいと思います。よろしくをお願いします。

前田部会長 それでは、ご協力ありがとうございました。これで閉じたいと思います。

午前12時10分閉会